

介護保険事業所における出張所等の設置に係る取扱指針

平成31年4月1日
高知市健康福祉部介護保険課

1 目的

この指針は、介護保険事業所における出張所等（以下、「サテライト事業所」という。）の指定等の届出受理に係る取扱い方針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、サテライト事業所とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）第二 - 1に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号）第二 - 1に定める「待機や道具の保管、着替え等を行う出張所」（以下、「基準通知」という。）を指すものとする。

3 対象事業者

この指針によるサテライト事業所設置の対象となる事業者の種類は、介護保険法（平成9年法律第123号。）で規定される指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定事業者（以下、「指定居宅サービス事業者等」という。）のうち、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護（第1号訪問事業含む）
- (2) 訪問看護（介護予防訪問看護含む）
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 通所介護（第1号通所事業含む）
- (5) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護含む）
- (6) 看護小規模多機能型居宅介護
- (7) 介護老人福祉施設
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設
- (9) 介護老人保健施設

4 サテライト事業所を設置できる要件

サテライト事業所の設置にあたっては、「高知市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月1日条例第19号）」、「高知市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月1日条例第20号）」及び「高知市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱（平成28年7月1日高知市告示第121号）」に定める要件のほか、次の要件を満たす場合に認める。

- (1) 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- (2) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所やほかの出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- (3) 苦情処理や損害賠償等に際しては、一体的な対応ができる体制にあること。
- (4) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

- (5) 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
- (6) サテライト事業所の設置は、1の事業所に対して2箇所以下とすること。
- (7) 3(1)及び(2)に定める事業者は、高知県保健医療計画で設定する二次医療圏の中央保健医療圏において設置を認める。
- (8) 3(4)に定める事業者は、高知市内または主たる事業所から車で20分の範囲内において設置を認める。
- (9) 3(3)、(5)、(6)、(7)、(8)及び(9)に定める事業者は、高知市内において設置を認める。
- (10) 介護保険法に規定する事業その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上（休止等の事業を実施していない期間は除く）の運営実績があること。
- (11) 指定後1年以上（休止等の事業を実施していない期間は除く）の運営実績があり、かつ介護保険法第23条に基づく実地指導を1回以上受け、過去3年間において改善勧告以上の行政指導・処分を受けていないこと。
- (12) 3(5)及び(6)に定める事業者は、主たる事業所において、サテライト事業所の設置を申請する前月から過去1年間の平均登録者数が登録定員の7割を超えていること。
- (13) サービス記録にかかる書類等をサテライト事業所に保管する場合は、主たる事業所と同等の施設できる書庫等を備えること。
- (14) 主たる事業所と同一の建物内へのサテライト事業所の設置は認めない。
- (15) サテライト事業所には外観で出張所と分かるよう看板を設置すること。

5 変更届もしくは指定申請書提出の際の添付書類

サテライト事業所を設置するための変更届出書もしくは指定申請書を提出する場合は、サテライト設置希望日の2ヵ月前までに、以下の書類を提出すること。

- (1) 変更届出書（3(5)から(9)に定める事業者は、指定申請書及び申請手数料）
- (2) 当該サービスに係る付表（主たる事務所とサテライト事業所）
- (3) サテライト事業所の位置を示した地図
- (4) サテライト事業所と主たる事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図
- (5) サテライト事業所に係る建物登記、賃貸借契約書
- (6) サテライト事業所に係る平面図、配置図
- (7) サテライト事業所の運営規程
- (8) 本体事業所及びサテライト事業所の勤務を明示した勤務体制一覧表
- (9) サテライト事業所に係る介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (10) その他サービス毎に必要なと認める書類

6 サテライト事業所設置に係る届出先

高知市健康福祉部介護保険課事業係 TEL：088-823-9972 FAX：088-824-8390